

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897-56-5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らせ



平和記念日・終戦記念日に黙とうを

原爆死没者ならびに戦争で亡くなられた数多くの方々のご冥福と世界恒久平和を祈念して、1分間の黙とうが次の日時に捧げられます。皆さんも、家庭や職場などにおいて、黙とうをお願いします。

○広島平和記念日

8月6日(水) 8時15分

○ながさき平和の日

8月9日(土) 11時2分

○戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日(金) 正午

8月の市税ごよみ

20日(水) 国民健康保険税第1

期分、固定資産税第2期分の督促状の発送

9月1日(月) 国民健康保険税第2期分、市県民税第2期

分の納期限

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

特別児童扶養手当の支給

心身に障害のある児童の福祉の増進を図るため、児童を監護する父親か母親、養育者に手当を支給します。

■支給要件

○児童が障害を受給事由とする公的年金を受けていない

こと

○法律で定める程度の状態にある20歳未満の児童を監護している父母または養育者であること

○児童が児童福祉施設などに入所していないこと

○監護する人の所得が限度額を超えていないこと

■支給額

○障害の程度が1級の場合 月額4万9900円

○障害の程度が2級の場合 月額3万3230円

■現況届

手当受給中は、年1回の所得状況届の提出が必要です。

■申請先

○市庁舎新館2階

社会福祉課 障害者福祉係
TEL0897-52-1214
FAX0897-52-1294

○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

特別障害者手当の支給

次の要件を満たし、嘱託医が特別障害者(児)と認める方に、特別障害者手当などを支給します。

【特別障害者手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の者

■支給要件

○自宅で療養していること

○施設に入所、または入院していないこと

■支給額

月額2万6000円

【障害児福祉手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者

■支給要件

○障害年金等を受けていないこと

○施設に入所していないこと

○所得が限度額を超えていないこと

■支給額

月額1万4140円

【問合せ】

○市庁舎新館2階
社会福祉課 障害者福祉係
TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

ようこそ市長室・移動市長室へ

市長が、市民の皆さんの声を直接お聞きします。皆様のご参加をお待ちしています。

- 対象等 市内各地域で活動するグループ、団体など(1グループ当たり30分から1時間程度)
- 日時・場所 ○8月20日(水) 9時~ 本庁 ○8月20日(水) 13時30分~ 丹原総合支所
○8月21日(木) 9時~ 東予総合支所 ○8月21日(木) 14時30分~ 小松総合支所
- 参加方法 各開催日の10日前までに、本庁広報広聴課または、参加を希望される各総合支所総務課へ申し込みが必要です。各場所3団体程度を予定。申し込み多数の場合は先着順。
- 申込先 ○市庁舎新館1階広報広聴課 広聴係 TEL0897-52-1493
○各総合支所 総務課 総務調整係 ※電話番号は、同ページ上段

特集記事 支所だより SICS 情報最前線 お知らせ 講座・教室 募集 施設ガイド Handy-Brainy カメラスポット 文芸広場他 各種相談 保健センター 当番病医院 四国鉄道文化館南館 他